

## 服装規定

学校教育は教育目標に基づき、教育活動はもとより、校風、伝統、制服などを統合したものとして成り立っています。なかでも制服は、学校の特色を端的に表しているものといえます。校則から外れた服装をしていると次第に華美になり、生活の乱れにつながっていきます。充実した高校生活を送っている生徒ほど定められた範囲で洗練された着こなしができるものですので、下記にある服装規定をよく読んで守ってください。

制服	(1) 服装は本校指定の制服を着用する。 (2) 左襟に学年章をつける。 (3) 夏は、エコスタイルを可とする。(ただし本校が指定する日にはカッターシャツ、スラックスもしくはスカートを着用する)
防寒具	(1) オーバーコートは、紺・黒・グレーの無地に限る。着用する時は、生徒指導部の許可を得る。 (2) マフラー・手袋は使用してもよい。 (3) 期間は原則12月から2月の末日までとする。
体操服	本校指定のものとする。
靴	(1) 本校指定のものを履く。ローファーが履けない場合は本校指定の運動靴を履くこと。 ハーフパンツを着用する場合は白もしくは黒を基調とした派手でない運動靴でもよい。 (ローカットのみ) (2) 校内では本校指定の上履きを使用する。(色は学年指定) (3) 体育館シューズは本校指定のものとする。
靴下	(1) ソックスは白色・黒色・紺色でくるぶしが隠れるものを着用する。(無地のもの) (2) 黒タイツは着用してもよい。 (3) スカートを着用する場合、肌の色に近いストッキングの着用を認める。
鞆	(1) 本校指定の校章入りの学生鞆を使用する。鞆を改造したり、表面に目立つ文字・模様を書いたり、ステッカー等を貼ったりすることは禁止する。 (2) 別に体操服・体育館シューズ・競技用ユニフォームの収納用として各部で統一したもの、もしくは華美でないバッグを使用する。
頭髪	(1) 高校生らしく、ビジネスマナーに準ずるものとする。 (2) ヘアーバンド・頭髪止めは禁止する。 (3) ツーブロックやモヒカン、パーマをかけたりこれと同様の効果を上げるウェーブをかけることは禁止する。 (4) 染毛・脱毛・つけ毛・整髪料等は禁止する。 (5) 髪が襟元についた場合、カットするか、地味な色のゴムで2つまたは1つに結ぶ。(黒色のヘアピンは使用可とする) 女子のみ

その他	<p>(1) 校内では名札をつけること。</p> <p>(2) 制服やシャツ等のボタン類はきちんとかけ、ネクタイ・リボンは正しい位置につける。</p> <p>(3) 装身具類の着用は禁止する。(ピアス・ネックレス・カラーコンタクト等)</p> <p>(4) 着色リップクリーム・ファンデーション入りの日焼け止め・マニキュア・アイプチ・化粧は禁止する。</p> <p>(5) 体育以外の授業中に、体操服や競技用のジャージ類の着用は禁止する。</p> <p>(6) まゆ毛を抜いたり、剃ったりしない。</p>
-----	--